

事業者の産業廃棄物の運搬、処分の委託の基準(政令第6条の2第4号)

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ環境省令で定める書面が添付されていること。

- イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ホ 産業廃棄物の処分(最終処分(第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。)を除く。)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ヘ その他環境省令(下記)で定める事項